

# 平成30年度久留米市情報公開制度の運用状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

## 1 公文書の開示請求の内訳

平成30年度における公文書の開示請求は、411件でした。

開示の方法は、閲覧請求が11件、写しの交付請求が313件、閲覧及び写しの交付請求が87件となっています。

公文書の開示請求の内訳 (単位：件)

請求件数	開示請求の内訳			
	閲覧	視聴	写しの交付	閲覧及び写しの交付
411	11	0	313	87

## 2 公文書の開示請求に係る処理の内訳

平成30年度における開示請求(411件)の処理の内訳をみると、開示したものが213件、不開示が2件、部分開示が133件、存否応答拒否が5件、不存在が58件となっています。

なお、1件の審査請求が行われています。

文書請求に係る処理の内訳 (単位：件)

区分	請求件数	処理の内訳							審査請求
		開示	不開示	部分開示	存否拒否	不存在	取下げ	その他	
(市内)	269	119	2	89	4	55	0	0	1
(市外)	142	94	0	44	1	3	0	0	
合計	411	213	2	133	5	58	0	0	

## 3 部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

平成30年度の情報公開請求で部分開示(133件)とされたものの理由をみると、個人情報(条例第7条第1号)が111件、法人等情報(同条第2号)が90件、審議・検討等に関する情報(同条第3号)が1件、事務又は事業に関する情報(同条第4号)が1件、公共の安全等に関する情報(同条第5号)が1件、法令秘等に関する情報(同条第6号)が3件、社会的差別に関する情報(同条第8号)が4件となっています。

また、不開示の件数は2件、存否応答拒否の件数は5件、不存在の件数は58件でした。

部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

部分開示一覧（133件）

【実施機関：市長】

所管部課	公文書の件名	条例7条該当号	処分理由
総務部	久留米市が職員に行った懲戒処分・訓告等に関する文書 ・平成29年4月27日付文書・平成29年4月28日付厳重注意・平成30年1月17日付文書・訓告書（平成30年1月19日付）・平成30年1月19日付厳重注意	1, 4	職員の所属、氏名、年齢、職種、略歴、概要に関する記述、休暇等の取得状況（取得日数）、欠勤の状況及び理由、人事管理上の判断、状況、上司の氏名、職務の内容、
総務部	車両運行管理状況報告書(財産管理課、平成27～29年度分) 公用車自動車運転日報（1、6、32、33、64号車、平成28～29年度分） 支出負担行為決定書及び見積書（1、6、32、33、64号車、平成27～29年度分） エンジンオイルチケット（1、6、32、33、64号車、平成27～29年度分）	2	法人及び代表者の印影
総務部	支出命令書、請求書、支出負担行為決定書、見積書 都市建設部使用車輛（1、6、32、33、64号車、平成27～29年度分）	1, 2	従業員の氏名、法人及び代表者の印影、振込先金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人
総務部	（1）職員共済会館維持管理費の負担等に関する協定書について（伺） ア 起案文書（添付資料を含む） イ 施工文書 （2）平成29年度久留米市職員共済会館維持管理費等に関する負担金の請求について （3）平成30年度久留米市職員共済会館維持管理費等に関する負担金の請求について	2	（1）久留米市職員共済会長の印影 （2）及び（3）久留米市職員共済会長の印影及び久留米市職員共済会の口座情報（金融機関名・口座番号・口座名義）
総務部	（1）自動車保険証券 （2）仕様書 （3）平成30年度任意保険料予算所管課別車両一覧 （4）入札結果表（平成28年～30年度）	1, 2	法人及び代表者の印影 代理店担当者の氏名
総務部	11件の裁判について （1）訴訟委任契約の締結について （2）訴訟委任契約書 （3）訴訟委任状 （4）報酬の額に係る協議について （5）訴訟事件に係る報酬についての協議書  追加 損害賠償請求控訴事件等5件について （1） 訴訟委任契約の締結について （2） 訴訟委任契約書 （3） 訴訟委任状 （4） 成功報酬の支出負担行為決定書	1, 2	ア 訴訟代理人弁護士の印影 イ 相手方氏名 ウ 物件（建物）の名称 エ 事件番号
総務部	支出負担行為決定書及び添付書類（平成25～30年度分） 別紙伝票番号一覧のとおり	1	通信先電話番号
総務部	①公文書不存在決定通知書（30総第1474号）を平成30年12月4日に起案した文書 ②文書のFAX送信を平成30年12月4日に起案した文書	1	公文書開示請求人の住所、氏名、電話番号
総務部	複合機（中高速機）賃貸借契約書	2	法人及び代表者の印影

総務部	平成 30 年 10 月 9 日午前 10 時台のファクシミリ (番号 30-9706) 送受信記録	1	個人のファクシミリ番号
健康福祉部	就労移行支援事業所〇〇〇〇に関する指定障害福祉サービス事業者の指定・変更等についての書類 7 件	1, 2	氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、個人の印影、郵便番号、事業所名、職種、職名、勤務時間、経歴等に係る事項、本籍地、資格の登録番号、口座番号、口座名義 法人の印影、提携就労支援機関、貸借対照表中の大項目以外の科目及び金額、損益計算書中の大項目以外の科目及び金額、報酬単価・利用者人数・日数・職員人件費など法人の収入に係る事項、従業者の勤務の体制及び勤務形態に係る事項、事業所の平面図、事業所の建物賃貸借契約に係る契約期間・家賃等、E-mail
健康福祉部	別紙、特定福祉用具販売事業者が提出している最新の指定 (許可) 申請書、付表 1 2、貸借対照表・損益計算書。	1, 2	①公にされていない個人の氏名、住所、生年月日、事業所等名称、職種及び勤務時間 ②法人の印影、貸借対照表及び損益計算書の大項目以外の科目及び金額
健康福祉部	事業所〇〇〇〇に係る新規指定申請書及び定款	1, 2	①氏名、郵便番号、住所、事業所等の名称、職種及び勤務時間、個人の印影 ②法人の印影、事業所の賃貸借契約に係る敷金・家賃・契約期間、事業所の利用に係るその他の費用
健康福祉部	総合生活保険 (傷害保険) 証券 (平成 29 年 8 月 25 日契約)	2	法人の印影
健康福祉部	地域福祉課長の席の後方の書庫棚の「久留米市社会福祉協議会」のタイトルで保管されている別紙文書	1, 2, 3	① E-mail、第 39 回久留米ボランティアフェスティバルに係るチラシ写真及びお問い合わせ内容、郵便番号、自宅状況、対象者の情報、病状、印影、自治会名、校区名②小地域ネットワーク事業費補助試算額、小地域ネットワークの考え方、平成 29 年度支え合い推進会議取り組み状況に係る校区意向及び備考、印影、意見交換内容、校区社会福祉協議会フェースシート③久留米市における生活支援体制整備の推進イメージ、久留米市の一つの校区における生活支援体制整備の推進イメージ、平成 29 年度久留米市社会福祉協議会プロパー職員の採用等について (案)、久留米市社会福祉協議会要員計画 (平成 29 年度～平成 30 年度) 資料編、生活支援コーディネーター等配置数及び一般財源の推移、久留米市総合福祉センターの施設整備の基本的な考え方、久留米市社会福祉協議会の施設整備計画について (素案)、社会福

			社協議会裏手文化財資材置き場の今後の活用方法について、長門石校区まちづくり振興会からの要望について関係部局協議
健康福祉部	有料老人ホーム事故報告書（平成 23 年度から平成 30 年 5 月末現在までに受付したもの）	1	個人の氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号及び対象者の心身の状況
健康福祉部	平成 29 年度久留米市障害者問題啓発事業補助の交付決定についての決算文書一式。【3 団体分】 平成 29 年度久留米市障害者問題啓発事業の補助の確定についての決算文書一式。【3 団体分】	1, 2	氏名、住所、生年月日、電話番号、個人の印影 法人の印影、取引先の名称
健康福祉部	平成 30 年度地域密着型特別養護老人ホーム選定評価シート	4	配点、着眼点の一部、採点、方法、（施設ごとの）採点結果
健康福祉部	久留米市東部障害者基幹相談支援センターの開設から H 3 0 年 1 月 1 6 日までの久留米市が保有する「文書」（10 件）	1, 2	氏名、年齢、年代、性別、障害種別、障害等級、支援区分、病名法人の印影
健康福祉部	事業所〇〇〇〇に係る廃止届出書	2	法人の印影
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話筆記用紙</li> <li>・産業廃棄物関係処理報告書</li> <li>・対応議事録</li> <li>・野焼受付調査書</li> <li>・悪臭測定に関する依頼・結果等</li> </ul>	1, 2	個人の氏名、所属する校区、地区（1 号該当） 法人の名称、代表者、住所、事業所の写真、取扱品目の名称 取扱設備の名称、経営状況
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 号様式 車両点検及び運転記録表（平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月）</li> <li>・第 5 号様式 車両運行管理体制表（平成 28 年度、平成 29 年度）</li> <li>・第 6 号様式 車両運行管理状況報告書（平成 28 年度、平成 29 年度）</li> <li>・第 7 号様式 修理（車検）確認書（平成 28 年度、平成 29 年度）</li> </ul>	1, 2	個人の氏名、法人の印影、銀行口座
環境部	産業廃棄物処理業更新許可申請について	1, 2	個人の氏名、住所、生年月日、株主氏名、保有する株式の数及び割合、事件番号 法人の印影、法人の名称、代表者、住所、納税証明書の金額、注文書等の金額、銀行口座
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動届出書・合意書・活動報告書・活動回数・延べ活動人数データ・活動物品支給状況・送達票データ・ごみ集積所登録届出書・燃やせるごみ集積所利用者名簿</li> </ul>	1	個人の氏名、住所、電話番号
環境部	久留米市残骨灰処理等業務入札参加資格審査書類	1, 2	個人の氏名、印影、法人の印影・名称・住所・電話番号・FAX 番号
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物関係処理報告書</li> <li>・電話筆記用紙</li> <li>・公害苦情受付・処理カード、苦情処理受付調査書</li> <li>・対応議事録</li> </ul>	1, 2	個人の氏名、所属する校区・地区（1 号該当） 法人の名称、代表者、住所、事業所の写真・地図（2 号該当）

環境部	・産業廃棄物関係処理報告書	1, 2	個人の氏名 法人の名称、代表者、住所、取扱品目の名称
環境部	・産業廃棄物処分業変更許可申請・紛争予防条例に基づくもの（調査計画届、環境調査書、指定地域の指定、説明会報告、意見書、見解書）	1, 2	個人の氏名、住所、電話番号、印影、従業員の氏名、出資者、出資金 法人の印影
環境部	産業廃棄物処分業更新許可起案文書	1, 2	個人の本籍、生年月日、性別、出資者の氏名、出資口数、出資者の住所、個人の氏名、個人の印影、住民票の住民となった日、住民票の住定年月日 法人の印影、受領書・契約書の金額、納税証明書金額
環境部	久留米市残骨灰処理等業務入札参加資格審査書類	1, 2	個人の氏名、印影 法人の印影、名称、住所、電話番号、FAX番号、契約金額
環境部	・指定管理者指定申請書・団体等の概要・共同事業体の構成団体一覧・温水プール又は類似施設の管理業務実績・久留米市温水プール事業計画書	1, 2, 5	肖像、個人の氏名、個人の給与 法人の印影 犯罪抑制装置の詳細、金銭処理の管理方法
環境部	水質及び悪臭の測定結果について	1, 2	個人の氏名、法人の名称、代表者、住所、測定場所の地図、取扱品目の名称、取扱方法の名称
環境部	平成29年度産業廃棄物・特別廃棄物の処分実績報告書	2	排出事業者の名称、代表者、住所
環境部	官民境界確定図（久留米市国分町字中隈山 地内）	2	法人の印影
都市建設部	境界協議決定決裁（久留米市南町201-2番地先外）・承諾書・参考図面	1	個人の氏名・印影・住所
都市建設部	・昭和54年度から平成17年度の間9件について境界協議決定決裁、承諾書、字図写、参考図面 道路・水路境界明示協議書、位置図、立会人調書、境界明示協議書、委任状、境界明示協議願・境界協議決定書、代理権授与通知書、土地所有者の境界決定同意書、土地測量図、土地所有者調書、官民境界確認図、境界協議報告書、官民境界経緯、質問に対する回答、苦情通知書（平成13年7月13日・平成13年8月10日）、土地所有者の境界決定同意書、回答文書（13路第205号、第205-2号）官民境界確定図	1, 2	個人の氏名・印影・住所、苦情・要望の内容及びそのやり取りに係る内容 事業を営む個人の印影

都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後退道路用地に関する協議書 2 件</li> </ul> 付近見取図、配置図、字図写、土地登録事項証明書（全部事項証明書）、境界明示協議願・境界協議決定書、官民境界確定図、写真、誓約書、配置図・求積図、不動産売買契約書、印鑑登録証明書、地積測量図	1, 2	個人の名前・印影・住所・性別・電話番号、財産に関する協議記録、不動産売買契約書の内容、車両ナンバー 事業を営む個人及び法人の代表者の印影
都市建設部	保険証券の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅・水閘門樋門樋管等操作</li> <li>・道路賠償責任保険被保険者証</li> </ul>	2	法人の印影
都市建設部	建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項に基づく届出書(受付番号 30-009)	1	個人の名前、住所、印影、電話番号
都市建設部	建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項に基づく届出書(受付番号 30-001~098、100~104、106~118)	1, 2	個人の名前、住所、印影、電話番号、手続きに係る協議記録、工事の請負代金 法人の印影、手続きに係る協議記録、工事の請負代金
都市建設部	建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項に基づく届出書(受付番号 30-119~167)	1, 2	個人の名前、住所、印影、電話番号、手続きに係る協議記録、工事の請負代金 法人の印影、手続きに係る協議記録、工事の請負代金
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度・平成 29 年度に提出されたサービス付き高齢者向け住宅登録事項、入居状況報告書、住宅事業者登録申請書及びサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書(住宅の規模並びに構造及び設備等、状況把握及び生活相談サービスの内容)</li> </ul>	1, 2	部屋番号、個人の性別、個人の印影 法人の印影、法人の経営状態に関わる記載
都市建設部	確認申請書(30-00281)	2	工事の名称、法人の印影、建築士の印影、工事の名称、構造計算適合性判定の申請欄、建物の用途、委任事項、図面の内容、
都市建設部	建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項に基づく届出書(受付番号 30-168~196)	1, 2	個人の名前、住所、印影、電話番号、工事の請負代金 法人の印影、工事の請負代金
都市建設部	事情聴取調書、現地写真	1, 2, 4	個人の名前、役職・事情聴取調書のうち、聴取理由、指示事項、調書理由、聴取内容・現地写真のうち建物内部がわかる部分
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市津福本町小立野土地区画整理事業に係る付近見取図、換地図その 1(従前の土地図)、換地図その 2(換地処分後の土地図)、換地図、換地明細書</li> <li>・土地区画整理事業一覧リスト</li> </ul>	1	個人の名前、印影

都市建設部	建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出書(受付番号30-126)	1,2	法人の印影、請負代金、個人の氏名
都市建設部	・建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出書(受付番号30-197~215)・9月分の届け出一覧	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、工事の請負代金 法人の印影、工事の請負代金
都市建設部	確認申請書(30-00281)	2	法人の印影、建築士の印影、委任事項、図面の内容
都市建設部	・建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出書(受付番号30-216~318)、届出一覧	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、工事の請負代金、法人の印影、工事の請負代金
都市建設部	・建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出書(受付番号30-319、322~374)、届出一覧	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、工事の請負代金 法人の印影、工事の請負代金
都市建設部	開発行為許可申請(26建指第1号の4)に係るブロック積擁壁構造図	1	個人の氏名、個人の携帯電話番号
都市建設部	津遊川樋管に関する、水閘門等操作管理委託契約書(市・国)における国から久留米市が委託を受けていることが示された文書、水閘門等操作管理委託契約書(市・操作人)における久留米市から操作人へ委託をしていることが示された文書、筑後川水系筑後川津遊川樋管操作要領	1,2	個人の氏名、印影、住所 隣組の印影
都市建設部	・建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出書(受付番号30-375~421)、届出一覧	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、工事の請負代金、手続きに係る協議記録 法人の印影、工事の請負代金、手続きに係る協議記録
都市建設部	・建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出書(受付番号30-422~466)、届出一覧	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、工事の請負代金、手続きに係る協議記録 法人の印影、工事の請負代金
都市建設部	津遊川樋管に係る操作日報(平成30年7月6日、7日分)、樋門・樋管点検整備記録簿(平成30年7月分)	1	個人の氏名、印影
都市建設部	建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出書(受付番号30-467~523)、届出一覧	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、工事の請負代金、手続きに係る協議記録 法人の印影、工事の請負代金、手続きに係る協議記録
協働推進部	平成28年度、平成29年度、平成30年度 無料法律相談業務 委託契約書	1	個人の氏名・印影
協働推進部	平成29年度久留米市隣保館緊急時業務見積結果表	8	団体に関する情報
協働推進部	平成30年4月1日現在の審議会・委員会等への女性登用一覧	1	個人に関する情報(氏名)

協働推進部	・平成30年度の久留米市市民活動保険仕様書及び契約賠償責任保険証券・平成27～29年度契約の市民活動保険支払い保険実績	2	法人の印影
協働推進部	平成29年度の同和対策事業費補助金の交付決定及び確定について	1,2	個人の生年月日、団体の印影
協働推進部	平成27年度の同和対策事業費補助金の交付決定及び確定について 平成28年度の同和対策事業費補助金の交付決定及び確定について	1,2	個人の氏名、生年月日 団体の印影
協働推進部	○平成29年度歳出予算執行状況（科目別） ○平成29年度 人権啓発推進協議会 補助金等交付申請書および実績報告書(27校区の人権啓発推進協議会含む全34件) ○平成29年度校区人権啓発推進協議会 承認申請書、承認決定通知書、補助金等返還命令書	1,2	個人の氏名、生年月日 団体の印影
協働推進部	○平成29年度歳出予算執行状況（科目別） ○平成29年度 久留米女性週間記念事業 補助金交付申請書および実績報告書、補助金確定通知書、補助金等返還命令書 ○平成29年度久留米市女性問題啓発事業 補助金等交付申請書および実績報告書	1,2	団体の印影
協働推進部	平成30年度の市民活動保険の保険証券	1,2	団体の印影
協働推進部	・平成27年度・28年度久留米市キラリ輝く市民活動活性化補助金の決定・確定について（実績報告書・補助金等交付申請書） ・平成27年度久留米市キラリ輝く市民活動活性化補助金に関する事業内容の変更承認について（承認申請書）	1,2	個人の氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・FAX番号・携帯番号・E-mail・印影・法人その他団体の印影
協働推進部	○○○○のキラリ補助金申請書類 ・H25～27年度分 実績報告書 ・H26・27年度 提案書	1,2	個人氏名、生年月日、住所、性別、FAX番号、電話番号、E-mail、印影 団体の印影
協働推進部	・平成30年度建築相談記録 4月、6月、8月、9月、10月、12月分	1	個人の氏名、年齢
協働推進部	・平成30年度建築相談記録 2月分	1,2	個人の氏名、年齢、法人名
市民文化部	動産総合保険証券 ①平成29年4月3日契約分 ②平成29年3月31日契約分	4	証券番号
市民文化部	鑑定評価書(久留米市天神町○○の評価について記載があるもの) ①平成29年3月31日発行分②平成26年3月31日発行分	1,2	不動産鑑定業者の印影 不動産鑑定士の署名及び印影

市民文化部	文化センター共同ホール説明会案内名簿	1	代表名称、個人氏名が含まれる団体名称（個人氏名部分のみ）
市民文化部	30市総第6号 公文書不存在決定通知書	1	個人に関する情報（個人氏名、住所、電話番号）
市民文化部	30市総第69号 公文書不存在決定書	1	個人に関する情報（個人氏名、住所、電話番号）
市民文化部	30市総第57号 公文書不存在決定書	1	個人に関する情報（個人氏名、住所、電話番号）
市民文化部	30市総第57号 公文書不存在決定通知書 30市総第164号 公文書不存在決定通知書	1	個人に関する情報（個人氏名、住所、電話番号）
市民文化部	30市総第189号 公文書不存在決定通知書	1	個人に関する情報（個人氏名、住所、電話番号）
シティプラザ 総務	平成28年度・29年度 歳出予算整理簿・歳入予算 執行状況（科目別）・歳出予算執行状況（科目別） 平成29年度久留米シティプラザに係る人件費（決 算見込み）	1	個人の氏名、収入
シティプラザ 総務	平成28年度・29年度 歳入予算整理簿 H29年度 久留米シティプラザ 事業別来場者数 利用状況・精算命令書	1	個人氏名、住所、印影（1号該当）
シティプラザ 総務	全5件の支出命令書（兼）、謝金等内訳兼領収書、請 求書、支給明細書、精算決定書、支出負担行為決定 書（兼）	1,2	個人の氏名、住所、印影、口座 法人の印影、口座
シティプラザ 総務	久留米シティプラザ（使用許可・使用変更許可）書 久留米シティプラザ施設使用許可申請書	1,2	個人の氏名、住所、電話番号、印影 法人等の印影
三瀬総合支所	団体総合生活補償保険証券	1,2	加入者氏名、生年月日、年齢、性別、法人等 の印影
三瀬総合支所	全4件の補助金等交付申請書・実績報告書	1,2	申請者の生年月日、監事の氏名、法人等の印 影
子ども未来部	傷害保険証券（療育学級）	2	法人の印影
子ども未来部	久留米市要保護児童対策地域協議会事業に係る補助 金交付申請書及び補助金実績報告書 子どものエンパワメント事業に係る補助金交付申 請書及び補助金実績報告書	1	個人の氏名、印影及び生年月日
子ども未来部	保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・傷害保険 の平成30年度加入証、加入依頼書、日々雇用者障 害保険の対象となる人数算出の資料、補償内容詳細 がわかる資料（手引き）	2	法人の印影
商工観光労働 部	・平成30年度団体登録一覧表	1	個人の氏名、電話番号、住所（1号該当）
商工観光労働 部	・中高年齢労働者福祉センター吸引冷温水機修繕契 約書・報告書・中高年齢労働者福祉センター空調付 帯機器整備修繕契約書・報告書	1,2	個人の氏名、印影 法人の印影

城島総合支所	・補助金等交付申請書（5校区分） ・実績報告書（5校区分）	1, 2	申請者の生年月日、印影 申請者以外の個人名、印影
田主丸総合支所	【環境建設課分】 〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）からの悪臭について(会議録4件含む全8件の書類) 【産業振興課分】 ①〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの悪臭について(全5件の書類)	1, 2	①個人の氏名、施設名、産業廃棄物の品目、写真、地図 ②法人等の名称、役職、肩書き、施設名、産業廃棄物の品目、営業活動上の秘密に関する情報、写真、地図
田主丸総合支所	警備業務に係る2件の入札結果表 警備及び緊急時業務に係る3件の見積結果表	8	公文書②及び③の商号又は名称欄の支部名
田主丸総合支所	人権フェスタためしまる補助金について及び平成29年度全7校区分の校区人権啓発推進協議会補助金について（補助金等交付申請書・事業計画書・予算書・実績報告書・事業報告書・決算書）	1, 2	申請者の生年月日、印影
農政部	(1)業務着手届、業務委託契約書、当初設計書農整委第5号、除草業務仕様書、ため池等除草業務委託契約（単価契約）の締結について、ため池等除草業務委託契約（単価契約）の入札結果について、指名競争入札参加通知書の交付について、最低制限価格決定の決裁、業者選定委員会の開催について、業者選定委員会の委員の選定について、業務委託伺、写真、出来高等報告書、業務完了検査報告書、業務完了届、業務指示書 (2)南側家屋との交渉記録、北側家屋との交渉記録	1, 2	個人に関する情報(氏名、住所、電話番号) 法人の印影
農政部	業務指示書、位置図、業務委託契約書、業務完了届、業務完了検査報告書、写真、出来高等報告書	2	法人等の印影
農政部	30農総第57号の文書	1	個人に関する情報(氏名、住所)
農政部	(1)南側家屋との交渉記録、北側家屋との交渉記録、連絡のお願い5回分 (2)業務委託契約書、業務指示書、業務完了届、業務完了検査報告書、写真・出来高等報告書	1, 2	個人に関する情報(氏名、住所、電話番号) 法人の印影
保健所	医療法人の決算届	2	医療法人の印影
保健所	医療法人決算届	2	医療法人の印影
保健所	40か所の医療法人等の決算届	1, 2	個人の印影、医療法人の印影
保健所	18か所の医療法人の決算届	2	医療法人の印影
北野総合支所	北野集会所緊急時業務委託（平成29年度）	8	団体に関する情報
北野総合支所	同和対策事業費補助金交付申請書及び実績報告書（平成29年度） 全4校区の校区人権啓発推進協議会事業補助金交付申請書及び実績報告書（平成29年度）	1, 2	補助金申請団体代表者の生年月日 補助金申請団体の印影

【実施機関：企業管理者】

所管部課	公文書の件名	条例7条該当号	処分理由
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影
上下水道部	・私道敷使用貸借契約書及び関連別図	1	個人の氏名、住所、印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号（1号該当） 法人の印影（2号該当）
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影
上下水道部	・排水設備設置義務免除許可申請書（下水道業務課第25-6号）・濃度計量証明書、温泉分析書、他関連図面	1, 2	個人氏名 法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影
上下水道部	久留米市企業局上下水道料金等関連業務委託に係る文書(全9件)	1, 2	個人の氏名、住所、性別、写真等 法人の印影、技術ノウハウその他技術上の秘密に関する情報、営業活動上の秘密に関する情報
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影
上下水道部	・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影

上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影
上下水道部	給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影
上下水道部	・水道指定工事店申請書、給水装置工事申込書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号 法人の印影

【実施機関：教育委員会】

所管部課	公文書の件名	条例7条該当号	処分理由
教育部	久留米市教育委員会における教職員の懲戒、訓告及び厳重注意に関する文書 ①懲戒に関する書類一式 （諮問書、答申書、平成30年教育委員会議案第9号、事案対応提案文書） ②処分一覧（平成29年度／懲戒処分を除く） ③事案対応提案文書 （平成29年5月12日、平成29年8月29日、平成30年3月1日、平成30年3月20日、平成29年3月20日、平成29年3月26日、平成30年3月26日、平成30年3月26日、平成29年3月26日、平成29年3月26日、平成30年3月26日、合計11件） ④訓告書（3枚）	1, 4	職員の所属、氏名、概要に関する記述、人事管理上の判断、略歴、年齢、事案の概要
教育部	・平成29年度スポーツ安全保険・平成29年度久留米市立小学校プール開放災害補償保険の保険証券	1	団体員名簿の氏名、性別及び年齢
教育部	久留米商業高校におけるWAN回線不調調査報告書	1	担当者及び対応者の氏名
教育部	・平成27～29年度社会人権、同和教育研究集会等研修事業補助金の額の確定について ・平成27～29年度 同和地区団体育成事業補助金の額の確定について	1, 2	代表者生年月日 印影
教育部	・平成29年度 歳出予算執行状況（科目別） ・全日本同和会久留米支部等全5団体の補助金等交付申請書、事業計画書、予算書、実績報告書、事業報告書、決算書 ・久留米市田主丸地域「人権のまちづくり」推進協議会：補助金等交付申請書、事業計画書、予算書、実績報告書、事業報告書、決算書、参加人数報告書（1件） ・16つの中学校校区の校区人権と福祉のまちづくり推進協議会：補助金等交付申請書、事業計画書、予算書、実績報告書、事業報告書、決算書、参加人数報告書（1件）	1, 2, 8	代表者生年月日 印影 講師名

教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29 年度 くるめ学力アップ推進事業学生、地域ボランティア実施状況</li> <li>・ 平成 30 年度「くるめっ子塾」塾生決定について</li> <li>・ 平成 27 年度・30 年度一般会計予算の概要</li> <li>・ 就学援助認定率推移</li> <li>・ 平成 28 年度 不登校児童生徒の状況について</li> <li>・ 不登校生徒数（H 27～31 年）小、中学校</li> </ul>	1	「くるめっ子塾」塾生の氏名、性別、出身小学校、学生ボランティア名
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 の小学校の出勤簿、学習指導週計画及び実績簿（平成 30 年 4 月～10 月）、出張命令書（平成 30 年 4 月～10 月）、校務分掌組織（H 30）、児童支援教育（H 30）、平成 30 年度 校務分掌、児童支援部の推進計画、児童支援部年間指導計画</li> <li>・ 7 の中学校の出勤簿、学習指導週計画及び実績簿（平成 30 年 4 月～10 月）、出張命令書（平成 30 年 4 月～10 月）、校務分掌組織、2018（平成 30）年度生徒支援部年間指導計画、生徒支援部推進計画</li> </ul>	1	児童生徒支援加配教員の住所、児童生徒及び住民等の氏名等
教育部	「学校別 新就学者名簿」	1	児童指名、ふりがな、生年月日、性別、住所、保護者氏名、保護者との続柄
教育部	久留米市立西牟田小学校の平成 30 年度の地域登校班名簿作成のために作成された名簿（新栄町、十連寺、西本町、東本町、田中、大坪）	1	児童名、ふりがな、保護者名、電話番号、住所、兄弟関係
教育部	平成 30 年度久留米市立西牟田小学校「地域登校班名簿」及び「通学路地図」	1, 5	児童氏名、保護者氏名、電話番号、学年、組、地域委員会及び担当者名 集合場所、集合時刻、出発時刻
教育部	調査位置図、土質柱状図、地質推定断面図等（32 の小学校と 13 の中学校、特別支援学校、2 の高校）	1	主任技師、現場代理人、コア鑑定者、ボーリング責任者等の氏名 調査位置平面図内の個人宅氏名
教育部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全国市長会学校災害賠償補償保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 加入依頼書（平成 28, 29, 30 年度分）</li> <li>(2) 保険金支払案内（事故発生：平成 22 年度、支払：平成 30 年度分）、（事故発生：平成 26 年度、支払：平成 30 年度分）</li> </ul> </li> <li>2. 独立行政法人日本スポーツ振興センター <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害共済給付契約名簿最新書（平成 28, 29, 30 年度分）</li> <li>(2) 災害共済給付状況（平成 26～30 年度分）</li> </ul> </li> <li>3. 学校プール開放事業補償保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 団体総合補償制度費用保険申込書、賠償責任保険変更届出書（平成 28, 29, 30 年度分）</li> <li>(2) 平成 28 年度プール開放事業補償 保険金支払状況報告書、保険金支払案内（事故発生：平成 30 年度、支払：平成 30 年度分）</li> </ul> </li> </ol>	4	団体員名簿の氏名、性別及び年齢、募集人の氏名及び印影、保険金受取人の氏名、住所、電話番号及び学校名、保険会社担当者氏名

	<p>4. 中学校の部活動指導に関する保険</p> <p>(1) スポーツ安全保険加入依頼書 (平成 29, 30 年度分)</p> <p>(2) 外部指導者保険 事故件数一覧表 (平成 26～30 年度)</p> <p>5. 放課後学習の補助ボランティアに関する保険</p> <p>(1) スポーツ安全保険加入依頼書 (平成 28, 29, 30 年度分)</p> <p>(2) 放課後学習ボランティア保険 事故件数一覧表 (平成 26～30 年度)</p> <p>6. ゲストティーチャーに関する保険</p> <p>(1) 団体総合補償制度費用保険継続申込書 (平成 28, 29, 30 年度分)</p> <p>(2) ゲストティーチャー保険 事故件数一覧表 (平成 26～30 年度)</p> <p>のとおり</p>		
--	--	--	--

【実施機関：議会事務局】

所管部課	公文書の件名	条例 7 条該当号	処分理由
議会事務局	建設常任委員会録 (平成 26 年度分、平成 27 年度分、平成 28 年度分、平成 29 年度分)	1	<p>①「建設常任委員会録 (平成 26 年度分)、(平成 28 年度分)、(平成 29 年度分)」中、陳情書記録の陳情者の住所、氏名、陳情者印の印影の情報</p> <p>②「建設常任委員会録 (平成 26 年度分)」中、平成 26 年 10 月 27 日 (月曜日) 開会協議会資料の個人の住所、氏名の情報</p> <p>③「建設常任委員会録 (平成 27 年度分)」中、委員会傍聴申出書の申出者の住所、氏名の情報</p> <p>④「建設常任委員会録 (平成 27 年度分)、(平成 29 年度分)」中、委員会 録音、撮影許可申請書の記者の氏名の情報</p> <p>⑤「建設常任委員会録 (平成 27 年度分)」中、平成 27 年 6 月 17 日 (水曜日) 開会建設常任委員会会議録の個人の氏名の情報</p>
議会事務局	経済常任委員会 電磁的記録※平成 30 年 11 月 22 日分	1	委員会傍聴申出者の氏名の読み上げ部分

※凡例 「条例 7 条該当号」 (部分開示等の理由)

- 1 ⇒ 個人に関する情報 (第 1 号)
- 2 ⇒ 法人等に関する情報 (第 2 号)
- 3 ⇒ 審議、検討等に関する情報 (第 3 号)
- 4 ⇒ 事務又は事業に関する情報 (第 4 号)
- 5 ⇒ 公共の安全等に関する情報 (第 5 号)
- 6 ⇒ 法令秘等に関する情報 (第 6 号)

7 ⇒ 任意提供に関する情報（第7号）

8 ⇒ 社会的差別に関する情報（第8号）

#### 不開示一覧（2件）

##### 【実施機関：市長】

所管部課	公文書開示請求の内容	処分理由
シティプラザ総務課	納付済通知書	収納状況は、信用力に関する情報に該当するため。

##### 【実施機関：教育委員会】

所管部課	公文書開示請求の内容	処分理由
教育部	就学援助制度見直しについて（案）	審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

#### 存否応答拒否一覧（5件）

##### 【実施機関：市長】

所管部課	公文書開示請求の内容	存否応答拒否の理由
環境部	〇〇〇の臭気分析結果について（過去3年前から）	法人の正当な利益を害するおそれのある情報であるため。
健康福祉部	平成28年度及び平成29年度に久留米市が社会福祉法人〇〇〇〇に対して実施した虐待調査に係る資料一式	本件対象文書の存否を明らかにすると、これら特定の法人が運営する高齢者施設について、虐待通報があったかどうかや、虐待調査を行ったかどうかという特定の事実が明らかになるため
健康福祉部	平成28年度、平成29年度に久留米市が実施した、〇〇〇〇における虐待に関する〇〇〇〇へ発した文書及び、〇〇〇〇から久留米市へ発された文書。	本件対象文書の存否を明らかにすると、これら特定の法人が運営する高齢者施設について、虐待通報があったかどうかや、虐待調査を行ったかどうかという特定の事実が明らかになるため
健康福祉部	当職及び被後見人〇〇〇〇氏に関し、障害相談支援センターが〇〇〇に通報した全ての個人情報	文書が存在するか否かを回答するだけで、特定の個人に係る通報の有無という個人情報が分かるため。
都市建設部	東町〇〇-〇（企業〇〇〇）の平成30年4月30日許可済みの〇〇〇〇の申請書の地下工事改修の図面等全部	本件請求の内容は、建築物の立地する場所を指定し、特定の事項に限定した公文書開示請求であり、本件対象文書の存否を明らかにすることで、特定の場所における違反に対する是正指導の有無が明らかとなり、事業者の信用力、社会的評価の低下につながるおそれのある情報を開示することとなるため。

不存在一覧 (58 件)

【実施機関：市長】

所管部課	公文書開示請求の内容	不存在の理由
総務部	H27、28、29 年度都市建設部配置車 車輛運行管理状況報告書、運転日報、メンテナンス実績に関する書類のうち「H27 年度運転日報」に係る部分	平成 27 年度の公用車自動車運転日報は保存年限を過ぎ、廃棄しているため。
総務部	メルクス職員会館の管理事業の解一切資料(一切の資料開発公社の建物(メルクス)に関する事業報又は決算書	公社会館に関しては久留米市開発公社が管理事業(建物の管理及び設備の保守)を行っており、それに関する資料は総務部において保有していないため。 事業報告、決算書についても総務部においては保有文書がないため。
総務部	○久留米市が久留米市行政手続条例で規定している久留米市行政手続条例の (イ) 第 34 条の 3-1 項 (ロ) 第 34 条の 3-2 項 (ハ) 第 34 条の 3-3 項 (ニ) 第 35 条の 1 (ホ) 第 35 条の 2 (ヘ) 第 35 条の 3 (ト) 第 36 条の 1 項、2 項、3 項、4 項 (チ) 第 37 条 等々に係わる関係する (A) ①申出書②届出書③それぞれに係わる書式書④それぞれに係わる提出添付必要書類名称が定められている本件条文条項に関する公文書のうち「①申出書②届出書」に係る部分	久留米市行政手続条例で規定している様式が存在しないため
総務部	非常勤の地方公務員の公務災害補償等に係る職種及びその人数(平成 27 年度から平成 29 年度分まで)	請求人が求める公文書が存在しないため。
総務部	メルクス会館の久留米市の賃借契約の解の書類 (平成 28 年度～平成 30 年度分)のうち「平成 28 年度」に係る部分	久留米市職員共済会館維持管理費の負担等に関する協定を締結したのが、平成 29 年度からであるため。
総務部	行政資料送付先リスト(第 2 期久留米市地域福祉計画) ※上記文書は第 2 期久留米市地域福祉計画が平成 24 年度当時、どこに、何部送付されたのか分かる資料(送付分、決裁文書など)のことを言う(申請人からの聞き取りによる)	請求人が求める公文書は保存年限満了により、すでに廃棄されているため。
総務部	実施機関が開示請求者に対し開示請求者が求めるような公文書の不存在を決定判定する時その不存在の決定、判定、結論を出すに至った理由、留意事項等々が列挙し記載され久留米市民への説明責任をはたす、それらの事柄、事項を立証している当該公文書の開示を請求する。	請求人が求める公文書が存在しないため。

総務部	平成30年10月9日午前10時に総務部総務課のファクシミリ（0942-30-9706）に送信した開示請求書（別途の開示請求により同日10時05分50秒にファックス受信が正常終了していることが確認されている。）の行方、なぜ当該請求が開示決定の期限を過ぎても放置、放任されているのか等々が記載されている本案件に係る公文書	請求人が求める公文書を作成していないため。
総務部	平成30年10月9日に総務部総務課のファクシミリに受信している開示請求書の所在が把握できておらず、当該ファックス機器から排出された文書を検索しているとす る件に関する次の文書 久留米市ファクシミリ管理基本要綱に基づく管理責任者、管理補助者、指名されている職員のメンバーで関係者が行った本案件に係る回議、会議、検討、討議等の話し合いをしたその記録採取文書	管理責任者（総務課長）、管理補助者（文書主任）その他の総務課職員が平成30年11月27日の朝礼において話し合いをしたが、その内容は公文書として作成されていないため。
総務部	平成30年10月9日に総務部総務課のファクシミリに受信している開示請求書の所在が把握できておらず、当該ファックス機器から排出された文書を検索しているとす る件に関する次の文書 (1)平成30年10月9日の朝10時から11時までの60分間における総務課のFAX機器（30-9706）の管理状況について、点検確認の検査作業をなし、精査、検証をしたその過程の採取記録をしている公文書 (2)平成30年10月9日から平成30年12月5日までの2か月間、部内、課内、関係課内等へどのような具体的検索活動を行ったのかその内容を表示、表現している公文書	(1)ファクシミリ機器の着信状況をメーカーに電話で照会し、着信記録が記載された文書（平成30年11月15日付け30総第1367号「個人情報開示等請求一部承諾通知書」により開示済み）を取得したが、精査、検証をした過程を記載した公文書は作成していないため。 (2)平成30年10月9日に開示請求書を受信した後に受信した他の文書の所管課に開示請求書が混合されていないか確認を要請するとともに、総務課がある庁舎7階の各課に対し経過を説明した上で文書の検索を要請したが、それらの要請は口頭によって行われたものであり、具体的検索活動の内容を表示、表現している公文書は作成していないため。
総務部	FAXより排出された文書が行方不明になっているのは、市役所の管理ミスによるものであるにも関わらず、請求人に事件発生の過程内容は詳しく知らせず一方的に了解、同意承諾の確認もないまま行った、高圧的独裁者的差別的な事務処理行為は久留米市例規集に規定しているいかなる名称の規程の何条何項を根拠にしたのかその名称、条文、条項が記載されている公文書	請求人が求める内容が記載された公文書が存在しないため。
総務部	① 請求人〇〇〇〇の請求用紙2枚排出された現物がH30年10月9日からH30年12月31日迄の現在行方不明の状況である事実をH30年10月31日に決裁制定されている久留米市ファクシミリ利用管理要綱9条、12条、13条に係る条文、条項にも	①について 請求人が求める事故処理記録簿、事故管理記録簿、事故事件簿等については、その作成を義務付ける明文の規定はないことから、それらの文書を作成していない

	<p>とづき当然に存在して運用活用している公式用の事故処理記録簿、事故管理記録簿、事故事件簿に表示表現している採取記録記述、記載部分箇所の公式記録等</p> <p>②H30年10月9日（月）午前10時から11迄の受信記録歴には11枚となっているが、㊦〇〇〇〇分の2枚を除く9枚の現物も排出後行方不明であることを表示、表現している採取記録公文書</p>	<p>ため。</p> <p>②について</p> <p>請求人が指定する「H30年10月9日（月）午前10時から11時迄の受信記録歴」（平成30年11月15日部分開示済）に記載された11件の記録は、ファクシミリコピー複合機器によって、受信し、又は排出された日時等を記録したものであって、請求人が主張する「9枚の現物も排出後行方不明であることを表示している」ものではないから、「採取記録公文書」なるものは、存在しないため。</p>
総務部	<p>久留米市ファクシミリ利用管理要綱第9条に基づき管理責任者（総務課長）が管理補助者（文書主任）と別に指名した所属職員に対しファクシミリの適正な維持管理に努めさせている具体的事例を①H3年10月31日の決裁制定日からH17年2月4日迄②H17年2月5日平成大合併の日からH31年1月18日迄の状況を表示表現している公文書</p>	<p>請求人が求める「ファクシミリの適正な維持管理に努めさせている具体的事例」については、その作成を義務付ける明文の規定はないことから、上記請求の①及び②のいずれについても、それらの文書を作成していないため。</p>
総務部	<p>H30年10月9日（火）午前10時から10月9日（火）午前11時迄の間にファクシミリ機器（番号0942-30-9706）から排出された文書を久留米市文書規程第7条4項の①～⑤迄の事務処理ならびに久留米市文書規程第8条1項から4項までの具体的事務処理作業をおこなったことを証明する㊦10月9日の受入れ日報や㊧10月9日文書管理システム所要事項を登録して所属長に回付したこれらの公文書</p>	<p>請求人の求める文書は3件存在する。</p> <p>請求の㊦について</p> <p>全文書とも、請求人が求める「受入れ日報」については、その作成を義務付ける明文の規定はないことから、文書の作成をしていない。</p> <p>請求の㊧について</p> <p>1つ目の文書については、排出後にその所在が不明となっているため、文書管理システムにも登録していないし、回付もしていない。</p> <p>残り2つの文書については、その都度の起案を要しない文書であり、文書管理システムにも登録していないから、請求人が求める「登録して回付した文書」も存在しない。</p>
総務部	<p>ファクシミリ機器（番号0942-30-9706）に対する管理者である総務課長が久留米市ファクシミリ利用管理基本要綱とは別に定めた利用管理に関して必要な事項が記載、記述されている公文書</p>	<p>総務課長が、久留米市ファクシミリ利用管理基本要綱とは別に定めた利用管理に関する事項がないことから、請求人の求める公文書は存在しないため。</p>

総務部	久留米市役所担当部署で管理管轄している当該ファクシミリ機器（番号 0942-30-9706）の㊦購入記録（メーカー名称、購入先名称、価格等々）㊧整備記録等を表示表現している公文書のうち「㊨整備記録等」に係る部分	当該ファクシミリ機器は賃貸借物件であり、点検、調整、修理は賃貸借契約に含まれ、受託業者により保守管理が行われていることから、請求人の求める整備記録等は存在しない。
総務部	久留米市例規集で当該本案件「久留米市ファクシミリ利用管理要綱（→久留米市ファクシミリ利用管理基本要綱）」には文書作成を義務づける明文の規定が存在しないことの対象先となることを立証、証明する、その表示、表現している公文書の開示を請求する。	久留米市例規集において、「文書作成を義務づける明文の規定が存在しないことの対象先となること」について規定したものがないため。
総務部	㊩H30 年 10 月 9 日 FAX 機器（0942-30-9706）の午前 10 時から午前 11 時までの受信記録先名称と件数㊪更に FAX 機器（0942-30-9706）が排出した現物文書存在の照合、検証、精査作業の任務にたずさわった H30 年 10 月 9 日担当職員が作成した表示表現の実態記録表のうち「FAX 機器（0942-30-9706）が排出した現物文書存在の照合、検証、精査作業の任務にたずさわった H30 年 10 月 9 日担当職員が作成した表示表現の実態記録表」に係る部分	請求人が求める公文書を作成及び保有していないため。
総務部	久留米市ファクシミリ利用管理要綱（→久留米市ファクシミリ利用管理基本要綱）が H3 年 10 月 31 日に決裁制定されて以来今回の請求人〇〇〇〇が被害損害をうけた当該 FAX 機器（0942-30-9706）及び買替える以前の管理管轄下においていた期間内の FAX 機器に係る事件事故発生時の H30 年 10 月 9 日迄の約 27 年間の期間内に於ける事件事故発生件数を表示表現している当該公文書を下記 A-1、A-2 の区別で開示請求する。 A-1 H3 年 10 月 31 日の決裁制定日から H17 年 2 月 4 日迄の FAX 機器事件事故トラブル件数（ ）件 A-2 H17 年 2 月 5 日平成大合併の日から H31 年 1 月 18 日迄の FAX 機器事件事故トラブル件数（ ）件	請求人が求める公文書を作成及び保有していないため。
総務部	(A) 久留米市は管理管轄下に於いているファクシミリ機器（0942-30-9706）に対し (A)-1. どのような手段、方法をもって善良なる管理者として更に (A)-2. どのような注意義務をもって管理、管轄し使用しているのか (A)-3. それらの具体的内容を教示し表示表現している公文書の開示を請求する	この善管注意義務とは、貸借人である久留米市が借りている機器を取り扱うに当たって要求される注意義務のことであり、文書を作成する義務までは含んでいない。上記第 9 条の規定以外の規定中においても、善管注意義務に係る文書の作成については何ら約定されていないから、契約当事者間においても請求人が求めるような文書の作成義務はない。 これらのことから、久留米市は請求人が求める公文書を作成しておらず、及び保有していない。

<p>総務部</p>	<p>(A)久留米市ファクシミリ利用管理要綱（→久留米市ファクシミリ利用管理要綱）について</p> <p>A-1、当該の久留米市ファクシミリ利用管理要綱（→久留米市ファクシミリ利用管理基本要綱）に対しては「行政事務文書書類」作成義務は発生しないし義務は無いと決定している根拠を示すことを表示、表現している公文書</p> <p>A-2、A-1の義務は発生しない、義務は無いと主張する内容を具体的に表示表現している根拠、証拠の名称事項を表示表現している公文書</p> <p>A-3、明文規定が存在しないので文書作成義務は発生しないと決める久留米市例規集の中に該当する事項、名称に係る条文、条項が表示表現されている公文書</p>	<p>請求人が求める公文書を作成及び保有していないため。</p>
<p>総務部</p>	<p>平成30年10月9日(火)午前10時から午前11時迄の間に当該ファクシミリ機器(0942-30-9706)が受信した受信記録歴書面と排出先はファックス送受信ボックス入りの現物文書を最初に取り扱うために“さわり”“とりあげ”久留米市文書規程10条で規定された処理作業手順の段取り作業工程に着手着工した職員が実践作業行為をおこなった処理行為の過程、工程が記録表示表現された文書</p>	<p>請求人が求める公文書を作成しておらず、及び保有していないため。</p>
<p>総務部</p>	<p>久留米市総務部総務課が窓口となり市長名義で〇〇〇〇(株)久留米営業所とFAX機器の賃貸借契約を締結し使用している管理管轄下のFAX機器(0942-30-9706)の送信受信に係る動態管理チェックの管理把握状況を表示表現している公文書</p>	<p>請求人が求める公文書を作成しておらず、及び保有していないため。</p>
<p>都市建設部</p>	<p>東町〇〇-〇、〇〇に係る建築確認申請書及びリサイクル届け出書</p> <p>平成6年～現在(2018年11月20日)までのもの</p>	<p>請求に係る「建築基準法第6条に基づく建築確認申請書」については、本市が保管する平成14年度以降の申請において、提出がなされていないため。また、平成6年度～平成13年度(平成14年、15年の一部含む)までの本市における「建築基準法第6条に基づく建築確認申請書」については、保存期間が満了しており保有していないため。</p> <p>請求に係る「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届け出書」については、本市が保管する平成27年度以降の届出においては、提出がなされていないため。また、平成6年度～平成26年度までの本市における「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づ</p>

		く届出書」については、保存期間が満了しており保有していないため。
商工観光労働部	<p>久留米観光ボランティア（久留米観光コンベンション国際交流協会）</p> <p>1. 2014年から2018年までの4年間の行事の活動報告と参加人数及び責任者</p> <p>2. 同協会購入の物品名、個数、単価及び現在の保管場所と責任者</p>	開示請求に係る文書は、作成も取得もしていないため、存在していない。
商工観光労働部	<p>平成29年度日本国籍を有しない者の人権に関する人権、啓発活動団体への補助金予算額および決算がわかる書類一式。</p> <p>また申請書類および実績報告書、事業実施報告書。</p>	開示請求に係る文書は、作成も取得もしていないため、存在していない。
市民文化部	<p>市職員あてに久留米市議員〇〇〇〇を通じて提出していた質問疑問記載記述の公開質問状に対し●H26年(2014年)10月7日付で回答書が久留米市議員の〇〇〇〇を通じて届いた。そのうちの1つ、〇〇〇氏の「活動を高く評価した」との語句、文言の表示と表現がなされた文書、書面の存在事実が請求人の手元にある。</p> <p>(A) そこで「活動を高く評価した」と既に世間に公表、公開している表示表現の語句文言の①出自の根拠②出自の処理過程③分析、精査検証をおこなった証拠証明④その出自根拠を証明する本件に係わる採取記録⑤関係するメモ類、音声データ、テープレコードの録音テープ類全ての情報関係請求に含まれたものの公文書類の開示を請求する。</p> <p>※上記(A)項目に係るA-①-②-③-④-⑤に関するA-①から⑤項目迄、それぞれ項目ごとの情報開示を請求する。</p>	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。
市民文化部	<p>市職員あてに久留米市議員〇〇〇〇を通じて提出していた質問疑問記載記述の公開質問状に対し●H26年(2014年)10月7日付で回答書が久留米市議員の〇〇〇〇を通じて届いた。そのうちの1つ、〇〇〇氏は「久留米市としてどの部門に該当するか判断した」との語句、文言の表示と表現がなされた文書、書面の存在事実が請求人の手元にある。</p> <p>(A) そこで「久留米市としてどの部門に該当するか判断した」と既に世間に公表、公開している表示表現の語句文言の①出自の根拠②出自の処理過程③分析、精査検証をおこなった証拠の存在の証明④その出自根拠を証明する本件に係わる採取記録類⑤関係するメモ類、音声データ、テープレコードの録音記録テープ類全ての情報開示請求に含まれるものの公文書類の開示を請求する。</p>	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。

	<p>※上記 (A) 項目に係る A-①-②-③-④-⑤に関する A ①～⑤項目迄、それぞれ項目ごとの詳細、細目に関する情報開示を請求する。</p>	
市民文化部	<p>市職員あてに久留米市会議員〇〇〇〇を通じて提出していた質問疑問記載記述の公開質問状に対し●H26年(2014年)10月7日付で回答書が久留米市会議員の〇〇〇〇を通じて届いた。そのうちの1つ、〇〇〇氏は「社会部門より創造部門が最も相応しいと判断した」との語句、文言の表示と表現がなされた文書、書面の存在事実が請求人の手元にある。</p> <p>(A)そこで「社会部門より創造部門が最も相応しいと判断した」と既に世間に公表、公開している表示表現の語句文言の①出自の根拠②出自の処理過程③分析、精査検証をおこなった証拠の存在の証明④その出自根拠を証明する本件に係わる採取記録類⑤関係するメモ類、音声データ、テープレコードの録音記録テープ類全ての情報開示請求に包含されるものの公文書類の開示を請求する。</p> <p>※上記 (A) 項目に係る A-①-②-③-④-⑤に関する A ①から⑤項目迄、それぞれ項目ごとの詳細、細目に関する情報開示を請求する。</p>	<p>開示請求者が求めるような文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>市職員あてに久留米市会議員〇〇〇〇を通じて提出していた質問疑問記載記述の公開質問状に対し●H26年(2014年)10月7日付で回答書が久留米市会議員の〇〇〇〇を通じて届いた。そのうちの1つ、〇〇〇氏は「福岡県文化賞を受賞されるよう真剣かつ情熱をもって適正に最大限の努力をおこなった」との語句、文言の表示表現がなされた文書、書面の存在事実が請求人の手元にある。</p> <p>(A)そこで〇〇〇氏が「福岡県文化賞を受賞されるよう真剣かつ情熱をもって適正に最大限の努力をおこなった」と既に世間に公表、公開している表示、表現の語句、文言の①出自の根拠②出自の処理過程③分析、精査、検証、結論出しをおこなった証拠存在の証明④その出自根拠を証明する本件に係わる採取記録類⑤関係するメモ類、音声データ、テープレコードの録音、記録テープ類全ての情報開示請求に包含されるものの公文書類の開示を請求する。</p> <p>※上記 (A) 項目に係る●A-①-②-③-④-⑤に関するA、①から⑤項目までそれぞれ項目ごとの詳細、細目に関する情報開示を請求する。</p>	<p>開示請求者が求めるような文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>①18総422号「文書作成に関する指導、助言の徹底」の項目規定の違反の事実の存在</p> <p>②行政事務文書作成作業に際し、18総422号規定より強</p>	<p>開示請求者が求めるような文書は存在しないため。</p>

	<p>く優先する規定の存在はない事実の存在</p> <p>③H24年からH28年迄4年間の毎年実施中の職員事務、実務研修カリキュラム教育指導文書違反の事実の存在</p> <p>④久留米市文書違反の事実の存在</p> <p>⑤久留米市文書事務執行迄の違反事実の存在</p> <p>⑥26市総142号公文書の記載、文言の(イ)どの部門に該当するか検討した(ロ)創造部門が相応しいと判断したと表示、表現している当該文書に対する公文書開示請求に文書の存在がない事実の存在</p> <p>⑦文化振興課長が公人の立場である久留米市会議員〇〇〇〇〇〇經由で提出し久留米市役所FAX 30-9714番からH26年1月7日PM1時9分に送って来た公開質問状の回答内容に、回議した、検討した、創造部門が相応しいと判断した、決裁をうけた、勘案した、真剣かつ情熱をもって最大限の努力をした、課長補佐は拙宅へ組織内でおこなったとH26年9月16日19日2日間電話で内容までの説明を受けている。この様な事実の存在に対し情報開示請求に対し文書の存在が無い事実の存在</p> <p>⑧刑法155条(公文書偽造の罪)刑法156条(虚偽公文書作成の罪)158条(偽造公文書行使の罪)の容疑の事実の存在</p> <p>(A)そこで①～⑧迄の違反事項、容疑事項の存在がありながら事務専決権者は、久留米市事務専決規程にもとづいて適正な処理をしたとする裏付の根拠、証拠を主張し該当する久留米市事務専決規程の条文、条項が記載されている公文書の開示を請求する。</p> <p>※上記(A)項目に係る、詳細、細目に関する当該公文書の開示請求をする。</p>	
市民文化部	<p>(A)30市総第117号文書で開示された30市総第6号文書で請求人に届いた不存在決定通知書が作成された処理過程で市民文化部の総務課職員(イ)職員作成の当該不存在通知の別紙公文書(ロ)不存在決定通知書を作成、発行、発信した起案の根拠理由。作成処理済みの公文書(ハ)職員が上司の3人、主査、補佐、次長に求めた指導、助言の内容の採取、記録の公文書(ニ)起案職員に上司3人、主査、補佐、次長が助言、指導した内容の採取記録の公文書(ホ)起案職員をまじえた上司3人、主査、補佐、次長との回議、審議、討議の結果、本件当該公文書不存在の決定判定を結論づけた理由、根拠が記載された公文書開示を請求する。</p> <p>(ヘ)本件に係る公印(市長押印)使用承認申請簿及び稟議書、伺書の公文書開示を請求する。</p>	<p>(ロ)－(ハ)－(ニ)については、開示請求者が求めているような文書は存在しないため。</p> <p>※(イ)－(ホ)－(ヘ)については、別途通知しています。</p>

	<p>※上記（Ａ）項目に係る（Ａ）－（イ）－（ロ）－（ハ）－（ニ）－（ホ）－（ヘ）この各項目までそれぞれ項目ごとの詳細項目に関する当該する公文書開示を請求する。</p>	
市民文化部	<p>（Ａ）３０市総１３４号文書で開示された３０市総６９号文書で請求人に届いた不存在決定通知書が、作成処理過程で市民文化部総務課職員（イ）職員作成の不存在理由記載通知書の別紙公文書（ロ）不存在決定通知書の根拠理由を表示表現している作成処理済み過程の本件公文書（ハ）起案者職員が上司の３人、主査、補佐、次長に求めた指導、助言を受けた内容の採取記録の公文書（ニ）起案者職員に上司３人の、主査、補佐、次長が指導、助言した内容の採取記録の公文書（ホ）起案者職員をまじえた上司３人、主査、補佐、次長との回議、審議、討議の結果当該公文書不存在の決定判定を結論づけた理由根拠が記載された公文書（ヘ）本件に係る公印（市長押印）使用承認申請簿及び稟議書伺書の公文書開示を請求する</p> <p>※上記（Ａ）項目に係るＡ－（イ）－（ロ）－（ハ）－（ニ）－（ホ）－（ヘ）この６項目の項目ごとの具体的な詳細細目に関する当該する公文書開示を請求する。</p>	<p>（ロ）－（ハ）－（ニ）については、開示請求者が求めるような文書は存在しないため。</p> <p>※（イ）－（ホ）－（ヘ）については、別途通知。</p>
市民文化部	<p>（Ａ）当該案件に係わる文書、資料がなぜ不存在なのか不存在理由を文書書面にて開示請求する。</p>	<p>開示請求者が求めるような文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>久留米市長檜原利則名義で作成、発行、発信した当該業務担当の文化振興課長が久留米市情報公開、個人情報審査会へ送った２６市総１４２号文書に記載記述している「推薦するにあたって」①推薦するにあたってどの部分に該当するか検討した②社会部門より創造部門が相応しいと判断した③決裁を受けた等々の文書書面化された記述の文字語句に関する文書書面の裏付証拠根拠の採取記録文書の存在を問い合わせ（開示請求した）ところ理由も知らされず文書不存在の通知を受けた。当該案件２６市総１４２号の採取記録文書がなぜ不存在なのか。久留米市総務部総務課が特定した「情報公開の手引書」６２ページ目の冒頭１行目に記述、記載している規定の公文書不存在の場合もその理由、訳を明らかにしなければならないと表示、表現している文字、語句を根拠、証拠に、２６市総１４２号文書の当該案件に係る（Ａ）－①－②－③の公文書不存在理由が記述記載されている公文書の開示を請求する。</p>	<p>開示請求者が求めるような文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>市民文化部次長職の職員がＨ２６年１０月７日付で久留米市文化振興課課長職拝命時期の自身が作成した公開質</p>	<p>開示請求者が求めるような文書は存在しないため。</p>

	<p>問状に対する回答事項の文書、書面には、実践活動行為をしたことを表示表現した文言、語句記載文書の存在事実が根拠、証拠として有る。その文書書面（西村信二課長が作成した物件）にある数項目あるうちの①〇〇〇氏が福岡県文化賞を受賞されるよう真剣かつ情熱をもって適正に最大限の努力をおこなったと記載した文書が届いた●次に開示請求者が（イ）出自の根拠（ロ）出自の処理過程（ハ）分析、精査、検証、結論出しをおこなった根拠存在の証明（ニ）その出自根拠を証明する本件に係わる採取記録類（回議資料等）（ホ）関係するメモ類音声データ、テープレコードの録音記録テープ類全ての情報開示請求に含まれるものの公文書類の開示請求をした。●その結果は、文書不存在決定通知書が届いた当該案件に係る①－（イ）－（ロ）－（ハ）－（ニ）の公文書不存在理由が記述記載されている公文書の開示請求をする。</p>	
市民文化部	<p>本件（30市総184号）の文書不存在の具体的理由が記載されている公文書の開示を請求する</p>	<p>開示請求者が求めるような文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>(A) - 1 市民文化部総務と (A) - 2 文化振興課の事務処理の根拠として参考手本にした規定条文条項が記述記載されている公文書の開示を請求する ※上記 A-1、A-2 に於いて不存在理由の説明責任もはたさず行った事務処理根拠の規定条文条項の記載されている公文書の開示請求をする</p>	<p>開示請求者が求めるような文書は取得及び作成しておらず、存在しないため。</p>
市民文化部	<p>30市総189号の作成順序の行政事務執行の実体過程を表示、表現している公文書の開示請求をする。</p>	<p>開示請求者が求める文書は「30市総189号公文書不存在決定通知書」以外に取得及び作成しておらず、存在しないため。</p>
市民文化部	<p>㊤－（１） 2014年（平成26年）10月7日午後1時09分に久留米市役所都市建設部の総務課のファクシミリ機器（0942-30-9714）から発信した当日（10月7日）のファクシミリ送信依頼書（第2号様式）であるその当該ファクシミリ送信依頼書の開示を請求する。</p>	<p>対象となる文書については、作成しておらず、存在しないため。 （久留米市ファクシミリ利用管理基本要綱第11条は平成8年に削除されている）</p>
市民文化部	<p>(A) - 1、その時の「実施機関」である市民文化部総務に所属している起案者、主査、補佐、次長、公印使用承認職員のメンバーの結論の決定出しをした採取、記録の議事録の開示を請求する。 (A) - 2 その時の「実施機関」市民文化部総務所属の起案者、主査、補佐、次長メンバー各自が発言した採取記録、供述書、調書の開示を請求する。</p>	<p>請求の期間内の当該交付申請書が存在しないため。</p>

健康福祉部	〇〇〇〇事業所の新規指定申請書と定款、議事録のうち、議事録	〇〇〇〇事業所に係る議事録については、作成も取得もしておらず、存在していないため
健康福祉部	〇平成30年3月以降に久留米市が実施した〇〇〇〇における監査に係る資料一式（諸規定、会計資料、その他は除く）と文書及び受け取った文書。	平成30年3月以降に久留米市が実施した〇〇〇〇における監査に係る文書については、平成30年3月以降に監査を実施していないため不存在
健康福祉部	①平成28年度、29年度及び30年度に久留米市が実施した〇〇〇〇における虐待に関して〇〇〇〇へ発した文書及び〇〇〇〇から久留米市へ発された文書。②上記に関連して高齢者虐待防止法第25条の公表及び久留米市がとった防止対策等について。のうち、①平成28年度に久留米市が実施した〇〇〇〇における虐待に関して〇〇〇〇へ発した文書、平成28年度、29年度及び30年度に久留米市が実施した〇〇〇〇における虐待に関して〇〇〇〇から久留米市へ発された文書。及び②上記に関連して高齢者虐待防止法第25条の公表。	開示請求に係る文書については、作成も取得もしておらず、存在していないため。
健康福祉部	行政資料送付先リスト（久留米市地域福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書）	開示請求に係る文書については、第1期久留米市地域福祉計画（H18年度～H22年度）策定時の文書であり、第2期久留米市地域福祉計画が策定された際に参照価値が消滅し、廃棄したため、存在していない。
環境部	平成30年6月18日における産業廃棄物に係る現地確認において作成したメモ、音声データその他の記録媒体	個人のメモに関しては、久留米市情報公開条例の「公文書」に当たらない。また、平成30年6月18日における産業廃棄物に係る現地確認においての音声データやその他の記録媒体は存在しないため。
環境部	佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に係る意見照会についての回答に反映した小森野とのやりとりの資料	開示請求に係る文書は、存在しないため。

【実施機関：教育委員会】

所管部課	公文書開示請求の内容	不存在の理由
教育部	平成30年4月 全国学力テスト結果 ①久留米市小学校、中学校②津福小学校	文部科学省から結果データの提供が未だなされていないため。
教育部	就学援助の基準見直しに関して、決定していれば新基準が具体的に分かるもの、現行との差違がわかる文書	新基準が未決定のため
教育部	登校生徒数（H27～30年）小、中学校のうち H29、H30年の不登校生徒数	作成に必要なデータを収集中であるため

教育部	久留米市立西牟田小学校が平成31年度4月に入学する予定の者に対して実施する説明会において配布する説明資料（冊子になっているもの）。	該当する文書が作成されていないため。
教育部	久留米市立西牟田小学校が平成31年度の地域登校班編成をし、かつ地域登校班名簿を作成するために利用した基礎資料。（入学する予定の者及び保護者の情報が、新栄町、十連寺、西本町、東本町、田中及び大坪の6地区に分類され一覧表にまとめられたもの）	該当する文書が作成されていないため。
教育部	平成30年2月に実施された久留米市立西牟田小学校の平成30年4月に入学する予定の者に対する説明会と同じ日に同校体育館で行われた、育成会や子供会を名乗る団体によってなされた個人情報収集のための活動の際に配布された文書。	該当する文書を所有していないため。
教育部	平成30年2月に実施された久留米市立西牟田小学校の平成30年4月に入学する予定の者に対する説明会と同じ日に同校体育館で行われた、育成会や子供会を名乗る団体によってなされた個人情報収集のための活動を行うにあたって事前に久留米市教育委員会に提出された行政財産使用許可申請書等及び久留米市教育委員会から同団体に対して出された許可を示す文書。	該当する文書の提出及び作成がなされていないため。
教育部	平成30年度 久留米市学力調査の結果（小学校）	調査結果が未だ届いていないため。
教育部	平成28年2月9日及び平成29年2月7日に「子供会、育成会」を名乗る団体による個人情報収集活動をするために久留米市教育委員会に提出された久留米市立学校施設使用条例第2条及び同施行規則第2条にもとづく学校施設使用許可申請書（1号様式）とそれに関連する学校施設使用許可書（2号様式）。 もしくは久留米市立小中学校管理規則にもとづいて学校長が「子供会、育成会」を名乗る団体が学校施設を利用することを許可したことが分かる文書。	該当する文書の提出及び作成がなされていないため。
教育部	平成31年2月8日を使用日時として、久留米市立西牟田小学校の屋内運動場を使用する予定の「子供会、育成会」を名乗る団体によって提出された、久留米市立学校施設使用条例第2条及び同施行規則第2条にもとづく学校施設使用許可申請書（1号様式）とそれに関連する学校施設使用許可書（2号様式）。もしくは、久留米市立小中学校管理規則にもとづいて学校長が「子供会、育成会」を名乗る団体が学校施設を利用することを許可したことが分かる文書。	該当する文書の提出及び作成がなされていないため。

<p>教育部</p>	<p>全国市長会「学校災害賠償補償保険」に関する下記書類</p> <p>(1) 平成 28, 29, 30 年度の加入依頼書の写し</p> <p>(2) 平成 26～30 年度加入時における年度別事故件数および年度別支払保険金額</p> <p>(3) 上記の全国市長会の保険以外で同様な保険加入時の</p> <p>(1) の写しおよび (2) のデータ</p> <p>例) 損害保険会社単独での「施設賠償保険」、「障害保険」など</p>	<p>開示請求内容のうち公文書が存在しない箇所及びその理由</p> <p>1. 全国市長会学校災害賠償補償保険</p> <p>(2) 平成 27～30 年度の事故件数および平成 26～29 年度の支払保険金額</p> <p>理由：事故発生及び保険金支払の実績がないため</p> <p>2. 学校プール開放事業補償保険</p> <p>(2) 平成 26, 27 年度の事故件数および支払保険金額</p> <p>理由：保存期間満了により当該文書を廃棄したため</p> <p>(2) 平成 29 年度の事故件数および支払保険金額</p> <p>理由：事故発生及び保険金支払の実績がないため</p> <p>3. 中学校の部活動指導に関する保険</p> <p>(1) 平成 28 年度の加入依頼書の写し</p> <p>理由：保存期間満了により当該文書を廃棄したため</p> <p>4. 中学校の部活動指導に関する保険、放課後学習の補助ボランティアに関する保険、ゲストティーチャーに関する保険</p> <p>(2) 平成 26～30 年度の支払保険金額</p> <p>理由：保険会社から保険金支払い実績の通知がないため</p>
------------	--	---

#### 4 一般の利用に供することを目的とする情報の提供

久留米市情報公開条例における公文書以外の文書（一般の利用に供することを目的とする情報（都市計画図、道路台帳、官民境界確定図、下水道台帳、行政資料など）をいう。）について、久留米市情報公開条例に規定する開示等請求手続とは別の手続により提供した情報の件数は次のとおりでした。

情報提供の内訳

(単位：件)

閲覧	写しの交付	刊行物有償頒布	計
1, 215	17, 399	263	18, 877

## 5 情報公開コーナー別公文書開示等請求状況

各情報公開コーナーの公文書開示請求状況は、都市建設部が 53 件で最も多く、次いで健康福祉部保健所 51 件、総務部 48 件、教育部 46 件、企業局上下水道部 39 件、市民文化部 35 件、健康福祉部 29 件、環境部 28 件、協働推進部 22 件 等となっています。

情報公開コーナー別請求件数

(単位：件)

実施機関	情報公開コーナー	開示請求	情報提供	計
市長	総合政策部情報公開コーナー	2	2	4
	総務部情報公開コーナー	48	0	48
	協働推進部情報公開コーナー	22	0	22
	秘書室情報公開コーナー	0	0	0
	会計室情報公開コーナー	0	0	0
	市民文化部情報公開コーナー	35	0	35
	シティプラザ総務情報公開コーナー	10	0	10
	子ども未来部情報公開コーナー	5	0	5
	健康福祉部情報公開コーナー	29	0	29
	健康福祉部保健所情報公開コーナー	51	0	51
	環境部情報公開コーナー	28	0	28
	農政部情報公開コーナー	10	0	10
	商工観光労働部情報公開コーナー	8	0	8
	都市建設部情報公開コーナー	53	8,531	8,584
	田主丸総合支所情報公開コーナー	4	0	4
	北野総合支所情報公開コーナー	3	0	3
城島総合支所情報公開コーナー	4	0	4	
三瀨総合支所情報公開コーナー	3	0	3	
企業管理者	上下水道部情報公開コーナー	39	10,344	10,383
教育委員会	教育部情報公開コーナー	46	0	46
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
公平委員会	公平委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
監査委員	監査委員事務局情報公開コーナー	5	0	5
農業委員会	農業委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
議会	議会事務局情報公開コーナー	6	0	6
土地開発公社	土地開発公社情報公開コーナー	0	0	0
固定資産評価審査委員会事務局	固定資産評価審査委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
	合計	411	18,877	19,288

注 「情報公開コーナー」とは、各部局（26 か所）の総務等に設置する情報公開の窓口をいう。

## 6 審査請求の状況

平成30年度中の審査請求は、1件ありました。

### 審査請求の状況

審査請求の内容	実施機関 の処分	情報公開、個人情報保護審査会		
		諮問年月日	答申年月日	答申内容
審査請求人が、平成30年10月11日付で就学援助の見直しに関し開示請求した(1)見直しの方針決定に至った経過が分かる庁議メモ等文書全て(2)検討過程で他市の基準や支給割合等比較を行った文書や報告書全て(3)「年収500万円を超える支給対象」の支給対象全世帯に占める割合が分かる文書一に対し、平成30年10月25日付で、その全部を開示しないとの決定を下したことについて、当該処分を取り消し、取り消した部分を開示するとの裁決を求める。	不開示	H30.11.12	H31.3.15	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不開示とした部分のうち、現行制度の現状分析とそれに関する実施機関の認識を示す文書は開示すべきである。</li> <li>2. 他自治体の制度や対応状況をまとめた表や推計のグラフは自治体名を除いて開示すべきである。</li> <li>3. その余の不開示とした決定は妥当である。</li> </ol>

## 7 職員研修及び意識啓発の状況

平成30年4月3日	任期付非常勤職員への情報公開制度の研修
平成30年4月26日	新規採用職員への情報公開制度の研修
平成30年6月8日	情報公開コーナー担当職員への情報公開制度の研修